

# 船橋市重複・頻回受診者等に係る訪問指導事務取扱要領

## (目的)

第1条 重複受診者、頻回受診者、重複投与及び多剤投与の状況がみられる者に対し、保健師、看護師等の職員（以下「保健師等」という。）が、当該者及びその家族に対し療養方法等について訪問による健康相談及び健康指導（以下「保健指導」という。）を行うことにより、保健保持と疾病の早期回復を目指すとともに、医療給付の適正化を図り、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

## (定義)

### 第2条

用語	定義
重複受診	同一疾病で2以上の医療機関に受診が3月以上継続している状況
頻回受診	1月における同一又は複数医療機関への通院日数の合計が3月以上継続して15日以上の者をいう
重複投与	1月に同一薬剤又は同様の効果・効用を持つ薬剤を2以上の医療機関から3月以上継続して処方されている者
多剤投与	1月に10剤処方以上の処方を受けている者をいう

## (対象者)

第3条 訪問指導の対象者の選定は、第2条のいずれか又は複数に該当する者の中から、訪問指導の必要性の有無について保健師等と協議した上で、専門的立場から疾病と投薬内容、通院日数等を勘案して行うものとする。

## (訪問指導内容)

第4条 あらかじめ指導目標、指導方法等を検討し、次に掲げる事項について指導を行う。

- (1) 疾病及び医療機関の利用状況
- (2) 疾病の予防
- (3) 家庭での療養方法（機能訓練、介護方法の指導、栄養指導及び口腔指導）
- (4) 医者の上手なかかり方及び主治医を持つこと。
- (5) 重複受診又は頻回受診による弊害、薬の副作用、売薬との違い等
- (6) 健康相談窓口の紹介

## (実施方法)

第5条 「運営マニュアル」に基づき、訪問指導を行う。

## (実施結果の報告)

第6条 訪問指導後の効果等の状況をとりまとめ、報告を行うものとする。

## 附則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

## 附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。